

## 沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度実施要領

### (目的)

第1条 本来食べられるのに廃棄される食品（以下「食品ロス」という。）の削減に取り組む事業者を、「沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー」（以下「パートナー」という。）として登録することにより、事業者における食品ロス削減の取組を促進するとともに、その取組を広く周知することで、県民の食品ロス削減に向けた意識の啓発・高揚を図ることを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 登録の対象は、沖縄県内に事業所を有し、当該事業所において食品ロス削減に向けた取組を実施している事業者とする。

### (登録対象資格)

第3条 登録の対象資格は、次に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有する企業・団体等でないこと。
- (2) 法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと。
- (3) 沖縄県の信用、品位、イメージを損なうおそれのある取組をしていないこと。

### (登録要件)

第4条 次の各号のいずれかの取組項目を1つ以上実践する事業者をパートナーとして登録する。

- (1) 規格外品の活用（安価での販売、加工品等への活用等）
- (2) 食べきり・完売の促進（「3010運動」の呼びかけ、少量パックの販売等）
- (3) 啓発（ポスターの掲示や使い切り・アレンジレシピの紹介等）
- (4) 未利用食品等の提供（フードドライブ、フードバンク活動等）
- (5) その他（需要予測、納品期限の緩和等の商慣習の見直し等）
- (6) 上記以外の食品ロス削減につながる独自の取組

### (登録手続)

第5条 パートナーとして登録する事業者の店舗等の代表者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式第1号）に事業者の店舗等をPRする写真を添付して県が指定する法人等へ郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で提出するものとする。

2 県は、申込者から提出された申込書の内容を確認し、適当と認めた場合はパートナーに登録し、申込者に登録証を交付するとともに、ステッカー等を交付する。

(パートナーの役割)

第6条 パートナーは、第4条の取組を積極的に実施し、食品ロスの削減に努めるものとする。

2 パートナーは、県が提供する啓発資材等を活用し、取組内容について積極的に PR し、周知を図るものとする。

3 パートナーは、県が実施する取組状況の調査等に協力するものとする。

(パートナーの紹介)

第7条 県は、登録したパートナーの取組内容等を県ホームページ等に掲載し紹介するものとする。

2 申込者は、県が指定する法人等に申込書を提出した時点で店舗情報を紹介することに承諾したものとする。

(ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用)

第8条 パートナーは、第4条の取組に活用するため、県が別途定めるロゴマーク及びキャッチフレーズを使用することができる。

2 ロゴマーク及びキャッチフレーズは、食品ロス削減の推進以外の目的で使用してはならない。

3 県は、パートナーによるロゴマーク及びキャッチフレーズの目的外使用を発見した場合は、ロゴマークの使用停止を求めることができる。

(登録の中止)

第9条 パートナーは、第4条の要件を満たさなくなった場合又は店舗を廃止する場合は、登録中止届（様式第2号）により県が指定する法人等へ届け出るとともに、交付物等の掲示を取りやめなければならない。

2 県は、登録中止届の内容を確認し、パートナー一覧及び県ホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録内容の変更)

第10条 パートナーは、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（様式第3号）により県が指定する法人等に届け出るものとする。

(有効期間)

第 11 条 パートナー登録の有効期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(登録の抹消)

第 12 条 県は、パートナーがこの要領に掲げる要件を満たさなくなったことが明らか  
な場合又は信用を失墜する行為を行うなどパートナーとして適当でないと判断した場  
合は、登録を抹消することができる。

2 県は、前項により登録を抹消する場合は、県ホームページ等の掲載情報を削除した  
ことをもって、パートナーを解除したものとみなす。

3 登録を解除されたパートナーは、登録証を県に返却するとともに、第 8 条に定める  
ロゴマークの使用を停止しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 14 日から施行する。